



# 河原人権福祉センターだより

■人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター■



2023年(令和5年)

12月号

発行：鳥取市河原人権福祉センター 〒680-1222 鳥取市河原町曳田 982-1 TEL：(0858) 85-0135 / FAX：(0858) 85-0139

## 事業紹介

### 高齢者講座・手話識字教室(合同)

日時:12月19日(火)10:00~14:00

場所:河原人権福祉センター

内容:ミニ門松づくりに挑戦!!

玄関、食卓に飾ってみては?

昼食とおたのしみ会

参加費:600円(材料代、昼食代)

準備の都合上、12月11日(月)までに

河原人権福祉センターへお申込みください。

当日は散岐保育園との交流も予定しています。



### 介護予防教室

今年度も健康教室を開催します。  
ぜひご参加をお願いいたします。

場所:湯谷荘

時間:13時30分~15時

令和6年1月~2月(水)

1月17日・24日・31日

2月7日・14日・21日



## 「人権週間です」

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択され、採択日である12月10日を人権デーと定めています。

法務省の人権擁護機関では、昭和24年(1949年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開しています。

## 「誰か」のことじゃない

しかし、今なお、偏見・差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障がいのある人、ハンセン病元患者やその家族などに対する偏見・差別など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切ではないでしょうか。

参考資料：法務省のHPより

# 事業の様子

## 手話交流会

11/4(土) 於:散岐小学校

散岐小学校4年生と手話交流会を行いました。小学生が作ったプログラムにそって、一緒に手話の勉強、ジェスチャー、手話歌を時間の許す限り行いました。小学生からは「ジェスチャーが面白かった。」参加の大人からは、「小学生の手話歌が楽しかった。」と感想がありました。



11/9(木)見学と研修を兼ねて鳥取県栽培漁業センターに行ってきました。担当者の説明を聞き、栽培漁業の様子やサバのえさやり体験をしました。その後、気高人権福祉センターで食事と交流会をし、白兔神社と賀露を回ってセンターに帰りました。

## 文化祭「人権講演会」

11/4(土) 於:河原町コミュニティセンター

多様な性講師、新藤夏葉さんをお迎えして、「はじめて学ぶ多様な性 ~LGBT とか SOGI って何?~」と題した講演をしていただきました。「ありのままの私がいい」この言葉は心に響きました。正しい性の多様性を考えていく機会になりました。



## 手話識字教室



| カウンセラー相談                          | 夜間弁護士相談                           | 会場                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 5日(火)・19日(火)                      | 21日(木)                            | 中央人権福祉センター                           |
| 15:00~17:00<br>1名/1時間<br>(受付2名まで) | 18:30~20:30<br>1名/30分<br>(受付3名まで) | TEL/0857-24-8241<br>FAX/0857-24-8067 |



## 行事予定

※マスクの着用は個人の判断にお任せします。

| 日  | 曜日 | 行事             | 時間          | 会場            |
|----|----|----------------|-------------|---------------|
| 1  | 金  | 朝の手話タイム        | 9:00~9:45   | 河原町コミュニティセンター |
| 6  | 水  | のんびりカフェ        | 10:00~12:00 |               |
| 8  | 金  | 朝の手話タイム        | 9:00~9:45   |               |
| 15 | 金  | 朝の手話タイム        | 9:00~9:45   | 河原町コミュニティセンター |
| 16 | 土  | ふれあい食堂         | 9:30~14:00  |               |
| 19 | 火  | 高齢者・手話識字教室(合同) | 10:00~14:00 | 河原町コミュニティセンター |
| 22 | 金  | 朝の手話タイム        | 9:00~9:45   |               |
| 29 | 金  | 年末年始休館日        |             |               |
| 30 | 土  | 年末年始休館日        |             |               |
| 31 | 日  | 年末年始休館日        |             |               |

### 【こちらをご覧ください!】

本市ホームページで市内にある全ての人権福祉センターの広報紙をご覧ください! ぜひ、ご覧ください。

閲覧はこちらをアクセス



### ■お問合せ先■

鳥取市河原町人権福祉センター  
〒680-1222 鳥取市河原町曳田 982-1  
TEL/0858-85-0135  
FAX/0858-85-0139  
E-mail:jin-kawahara@city.tottori.lg.jp